

## 情島小・中学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせない（加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない）ための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

\*児童等はいじめを行ってはならない。「いじめ防止対策推進法第4条」

### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ問題対策委員会

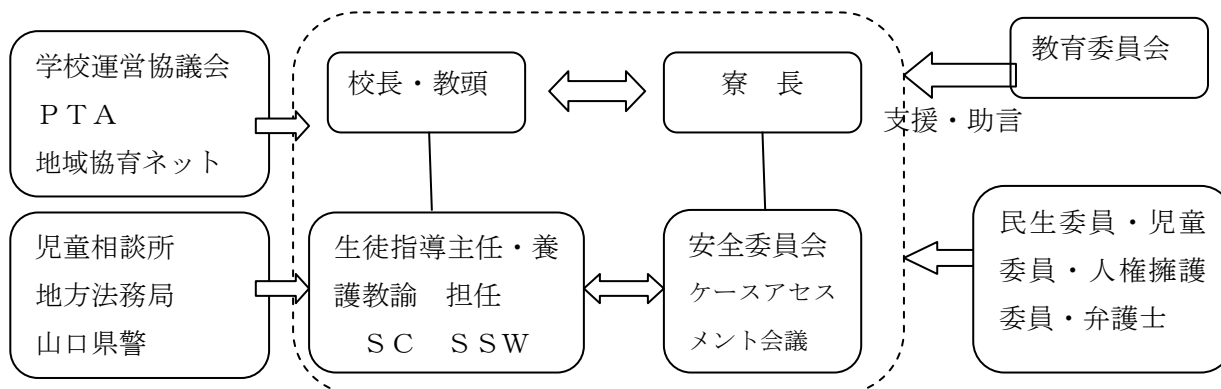
##### ①構成

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、SCやSSW、必要に応じて地域や学校等の関係者（学校評議員、PTA会長等）、外部専門家等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて開催する。

## ②役割（内容）

- ◇学校基本方針に基づく取り組みの実施（PDCAサイクルによる）
- ◇いじめの相談・通報窓口
- ◇緊急時の会議の開催（情報の共有、事実関係の聴取、対応方針の決定など）

## ③いじめ問題対策委員会構造図



### (2) 情報交換及び共通理解

- ・職員会議や研修の際に、全教職員で配慮を要する児童・生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学校経営

- ・日頃から開かれた学校づくりにつとめ、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

### (1) 学級経営の充実

- ・楽しい（分かる・できる）授業の実践に努め、児童・生徒一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・「心のアンケート」等を生かして、児童・生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

### (2) 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童・生徒の自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・互いの人格を尊重した態度や言動ができるように組織的・計画的に人権教育に取り組む。

### (3) 相談体制の整備

- ・学期毎の「心のアンケート」後に学級担任により定期的に教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。気になる児童・生徒は随時教育相談を行っていく。
- ・学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点などを考え、職員会議や研修で共通理解を図る。

- (4) 縦割り班活動の実施
  - ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。（清掃活動、給食指導）
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
  - ・全校児童・生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童・生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
  - ・小中学校間での情報交換や授業参観、交流活動（運動会・文化祭等）を行う。

#### **4 いじめ早期発見のための取組**

- (1) 家庭や地域、関係機関との連携
  - ・児童・生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
  - ・寮開催のケースアセスメント会議や安全委員会に参加し、情報の共有を得る。
  - ・日頃から寮とも連携し、児童・生徒の校外生活の把握など、情報ネットワークの充実・強化を図る。
  - ・教育委員会や児童相談所、警察などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) いじめに関するアンケートの実施
  - ・定期的に「アンケート」を実施し、児童・生徒の様子を確認するとともに、職員会議の際に情報交換会を実施し、情報の共有を図る。
  - ・保護者対象に学期毎に「いじめアンケート」実施し、家庭と緊密に連携していく。
  - ・学期毎に、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童・生徒と直接話をして、思いをくみ取る。（教育相談に生かす）
- (3) ノート・日記指導、相談箱
  - ・休み時間や放課後の活動の中で児童・生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

#### **5 いじめに対する早期対応**

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無（時・場所・人・態様等）を確認する。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。
  - \*校内いじめ問題対策委員会：校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、担任

- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導を保護者（寮）と連携して継続的に行う。
- ・いじめの四層構造を意識し、周りではやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする児童・生徒を指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」意識を高めていく。
- ・インターネット等の書き込みでは、印刷や写真撮影など記録を残しておく。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じたり、カウンセリングを受けたりするようにする。
- ・犯罪行為として取り扱うべき内容のいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・事案の進捗状況の記録を残すとともに、保護者に必要事項について情報を適宜提供していく。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

\* 重大事態：児童・生徒が自殺を企画した場合など

- ◇いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ◇いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ◇児童・生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法第 28 条」より）

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・県教育委員会が設置する専門家からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。